

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 21 条の規定に基づく情報の公表

令和 7 年 6 月
参議院法制局

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号)第 21 条の規定に基づき、参議院法制局における女性の職業選択に資する情報を公表いたします。

○ 採用した職員に占める女性職員の割合

令和 6 年度	66.7% (4 人／6 人)
令和 5 年度	50% (2 人／4 人)

○ 採用試験の受験者の総数に占める女性の割合 (各年1月1日～12月31日に実施したもの)

令和 6 年	36.1%
令和 5 年	40.2%

○ 職員に占める女性職員の割合 (各年1月1日時点)

令和 7 年	39.4%
令和 6 年	36.4%

○ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合 (各年1月1日時点)

令和 7 年	23.1%
令和 6 年	24.0%

※ 特別給料表適用職員、指定職給料表適用職員及び行政職給料表(一)7級以上の職員。

○ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合 (各年1月1日時点)

	指定職相当	本省課室長相当職	地方機関課長・ 本省課長補佐相当職	係長相当職
令和 7 年	22.2%	23.5%	53.8%	50.0%
令和 6 年	25.0%	23.5%	54.5%	47.4%

※ 各役職段階の考え方は、「職員の給与の男女の差異の情報公表」と同様。

○ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

		取得率	取得期間の分布状況
令和 6 年度 (R6.4.1～R7.3.31)	女性職員	100%	6月超9月以下:1人 3月超6月以下:1人
	男性職員	100%	1月超3月以下:1人
令和 5 年度 (R5.4.1～R6.3.31)	女性職員	—	—
	男性職員	—	—

※1 女性職員:各期間内に出産した女性職員から、産前産後休暇中の者を除いた数

男性職員:各期間内に妻が出産した男性職員数

※2 育児休業取得率 = (新規取得者数 - 前年度出産者数) / 取得対象職員数

○ 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率並びにそれぞれの休暇の合計取得日数の分布状況

		取得率	合計取得日数の分布状況
令和 6 年度 (R6.4.1～R7.3.31)	①配偶者出産 休暇	100%	2日:1人
	②育児参加の ための休暇	100%	4日以上5日未満:1人
	①、②のいず れか又は両方 の休暇	100%	6日以上7日未満:1人
令和 5 年度 (R5.4.1～R6.3.31)	①配偶者出産 休暇	—	—
	②育児参加の ための休暇	—	—
	①、②のいず れか又は両方 の休暇	—	—

○ 職員の年次休暇等の取得状況（各年1月1日～12月31日）

	平均取得日数
令和 6 年	12.7 日
令和 5 年	12.9 日